

平成二十二年六月二十二日受領  
答弁第五八七号

内閣衆質一七四第五八七号

平成二十二年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における外務省によるワインの購入等に関する再質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における外務省によるワインの購入等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、少なくとも平成十三年以降は、平成二十一年度及び平成二十二年（六月十六日現在）を除いて毎年度飯倉別館用のワインを購入している。

二について

外務省では、飯倉別館のワイン貯蔵庫において約六千本のワインを保存しているが、これに加え、海外における日本の食文化の紹介の観点から、国産ワインを購入しており、平成二十一年度において千百九本購入している。

三、四、六及び七について

年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情が

ある。他方、政府資産のスリム化の観点から、既存の在庫を優先的に使用することにより保管本数を減少させることとしており、平成二十一年度及び平成二十二年度（六月十六日現在）においては飯倉別館用のワインを購入していない。今後の購入及び保管本数については、かかる観点に十分留意しつつ、引き続き検討してまいりたい。

#### 五について

ワインの物品管理簿については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関係法令上必要とされる事項を記載又は記録し、適正に作成しているところであるが、行政業務の効率化の観点から、電子化について検討していくこととしたい。